

あかいわで働こう！就職応援事業委託業務に係る公募型プロポーザル方式説明書

あかいわで働こう！就職応援事業委託業務に係る手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 目 的

あかいわで働こう！就職応援事業委託業務の実施にあたり、赤磐市内での就職・定着の推進、赤磐市企業の基幹人材の確保及び活性化のため、最も適した受託者の選定を行う。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 あかいわで働こう！就職応援事業委託業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「あかいわで働こう！就職応援事業委託業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 提案上限額 4, 1 3 6, 0 0 0円（消費税を含む。消費税率は10%とする。）
※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。
- (5) 支 払 条 件 精算払

3. 参加資格要件

単体企業で、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (4) 岡山県内に本社・支店または営業所を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (8) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）に官公庁において、本業務の内容に類似する業務受託実績が2件以上あり、業務手法に精通している者であること。

4. 参加申込書の提出

(1) 提出期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月11日（金）まで

(2) 提出方法 提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和7年7月11日（金）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(3) 提出場所 赤磐市産業振興部商工観光課

(4) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	提案参加申込書	1部	様式1号
②	会社概要	1部	任意様式 ※会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可。
③	業務実績	1部	任意様式 ※過去5年間に受託した業務受託実績を可能な限り記載すること。
④	業務実施体制調書	1部	様式2 - 1号
⑤	配置予定の管理責任者の状況	1部	様式2 - 2号
⑥	法人登記簿謄本	1部	法務局で発行する法人登記簿謄本又は「履歴事項全部証明書」、「現在事項全部証明書」でも可能とする。提出3ヶ月以内に発行されたもの。写し可。
⑦	決算書又は財務諸表	1部	直近事業年度の決算書又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書）。写し可。
⑧	委任状	1部	任意様式※支店等を代理人とする場合
⑨	使用印鑑届出書	1部	様式3号
⑩	印鑑証明書	1部	法人代表者印 提出3ヶ月以内に発行されたもの。写し可。

⑪	未納がないことを証明する書類	1 部	直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岡山県が賦課するすべての税目）、市区町村税（契約権限のある事務所が所在する市町村が賦課するすべての税目）の納税証明書等を提出すること。 写し可。代表者が赤磐市税を賦課されている場合はそのすべての税目についても納税証明書等を提出すること。
⑫	誓約書	1 部	様式 4 号

※任意様式はA 4 判で作成すること。

※参加申込書類⑥～⑫の書類については、令和 7 年度赤磐市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者は省略することができる。

（5）参加資格審査結果通知

参加資格審査結果の通知は、令和 7 年 7 月 1 5 日（火）までに電子メールにて通知するとともに文書にて通知する。

5. 質疑の受付及び回答

（1）受付期間 令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午後 5 時まで

（2）受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質疑書（様式 5 号）に記入の上、令和 7 年 7 月 1 日（金）午後 5 時までに質疑を電子メールにて赤磐市産業振興部商工観光課へ下記のメールアドレス宛てに提出すること。

（3）回 答 公平性を保つため、令和 7 年 7 月 1 5 日（火）までに質問内容の回答の全てを E-mail で提案参加者全員へ送信する。

（4）提 出 先 赤磐市産業振興部 商工観光課 E-mail (syokokanko@city.akaiwa.lg.jp)

※E-mail の件名の先頭に「あかいわで働こう！就職応援事業委託業務に関する質疑」と必ず記載すること。

※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

※質問に対する回答は、本説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

6. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 6 号）を令和 7 年 7 月 3 1 日（木）午後 5 時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

(1) 提出方法 書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。
また、郵送の場合は、令和7年7月31日(木)午後5時必着とし、簡易書留に限る。

(2) 提出場所 赤磐市産業振興部商工観光課

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	提出部数	備考
①	実施スケジュール	8部	任意様式※作業スケジュールを記載のこと。
②	見積書	8部	任意様式※本業務に係る見積書を記名押印のうえ作成すること。 見積書に記載する金額は消費税等を含んだ金額とすること。消費税率は10%とする。また、仕様書の業務内容に合わせて、費用の内訳明細を作成し、添付すること。
③	企画提案書	8部	任意様式※1事業者につき1提案とする。 1部原本、その他は写し可とする。なお、仕様書の業務内容について、事業の実施にあたり具体的な実施方法を提案すること。

(2) 提出期間 令和7年7月15日(火)から令和7年7月31日(木)まで

(3) 提出方法 提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和7年7月31日(木)午後5時必着とし、簡易書留に限る。

なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市産業振興部商工観光課

(5) その他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は提案書を提出できない。

8. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及び質疑を実施し、審査は総合審査方式により行う。提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査を行う。総得点が高い者から順位を付け、最も高い者を受託候補者として選定する。総得点が高点の場合は、下記審査基準等の評価項目の②各事業の内容、⑤創意工夫/自由提案、④業務価格、①業務の理解度、③実施体制の順に評価点が高い者を上位とする。なお、審査員全員の合計点数の平均が60点に達しなかった場合は選定を見送る。また、審査は非公開とする。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和7年8月6日（水）9時から

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所 赤磐市役所 本庁2階 大会議室（赤磐市下市344）

(3) プレゼンテーション

①順番は企画提案書の受付順とする。

②計画書策定に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

③内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

④企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

⑤時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）以内とする。

⑥非公開とする。

(4) 審査基準等

以下の基準に基づき、審査を行う。

評価項目	得点
①業務の理解度	(10)
・本事業の背景を理解しているか。	5
・本事業の目的を理解しているか。	5
②各事業の内容	(50)
・「合同企業勉強会」の効果的な広報を行う工夫が見られるか。	15
・「合同企業勉強会」を効果的に実施するための工夫が見られるか。	20
・「求人・企業ガイドブック 2026」の効果的な作成、配布の工夫が見られるか。	15
③実施体制	(5)
・事業を円滑に遂行できる組織体制となっているか。	5
④業務価格	(15)
・業務価格は妥当かどうか。	15
⑤創意工夫/自由提案	(20)
・要求仕様以外で、本市にとって有益な提案が盛り込まれているか。	20

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。

9. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。ただし赤磐市財務規則第155条第3号の規定に該当する場合は免除する（過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）。

(4) その他

本プロポーザルは、あかいわで働こう！就職応援事業委託業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとする。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

11. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることが

できる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。

- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (10) 応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。
- (11) 採点表及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象となります。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (12) 最優秀提案事業者の通知をもって本業務の受託者を確約するものではない。

12. 担当部署（提出先・問い合わせ先等）

〒701-2292

岡山県赤磐市町苅田516番地

赤磐市 産業振興部 商工観光課 担当：長嶋

TEL：086-955-2037

FAX：086-955-6860

E-mail：syokokanko@city.akaiwa.lg.jp